

東京電力リニューアブルパワー株式会社

定時モニタリング報告書

作成日 2026 年 9 月 11 日
株式会社森林再生システム
望月 亜希子

フォレストック認定番号	0053
フォレストック認定日(第4期)	2025 年 10 月 1 日(第1年度)
定時モニタリング日	2026 年 10 月 1 日(第2年度)

【モニタリング実施概要】

1 対象森林の概要

2025年8月8日「東京電力リニューアブルパワー株式会社森林吸収源・生物多様性等調査報告書」記載のとおり

2 評価基準

「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」令和6年2月1日改訂版

3 調査日程

(1)調査日

2026年9月7日(聞き取り調査)

(2)モニタリング担当者名簿

氏 名	所 属	役職
望月 亜希子	株式会社森林再生システム	取締役

(3)モニタリング報告書作成責任者氏名

株式会社森林再生システム

望月 亜希子

・対象森林の地権関係の変動	なし
・対象森林の境界紛争の有無	なし
・森林認証(FSC、SGEC)及び森林経営計画の継続・更新・取消等の状況	・FSC:2025年2月25日～2030年2月24日 ・森林経営計画(計画期間):令和4年11月13日～令和9年11月12日(区域域計画)
・対象森林の面積の変動	なし

なし。

なし。

認定調査時と比較し、森林の経営管理の体制・方針に大きな変化は認められず、経営管理面の評価は調査報告書と同水準を維持していると判断する。これにより、フォレストストック認定基準である森林の経営管理面の評価点数 50 点を維持。

大きな変化はない。

(※2)「大きな変化」とは、フォレストストック認定基準の充足とは関係なく、評価を大きく見直す必要がある場合を指す。

3 生物多様性等の評価に関するモニタリング

(1)「森林吸収源・生物多様性保全等に関する調査報告書」作成以後に発生した森林の生物多様性の認定基準充足に著しい影響を与えるおそれ(※1)のある事情なし。

(2)フォレストック認定基準の充足に関する記載

認定調査時と比較し、周辺環境及び施業方法等に大きな変化は認められず、生物多様性面の評価は調査報告書と同水準を維持していると判断する。これにより、フォレストック認定基準である森林の生物多様性面の評価点数 50 点を維持。

(3)大きな評価の増減が明らかな(※2)評価項目については、その概要について記載する。
大きな評価の増減はない。

(※1)「認定基準充足に著しい影響を与えるおそれ」とは、フォレストック認定基準である 50 点を下回るおそれをいう。

(※2)「大きな評価の増減」とは、フォレストック認定基準の充足とは関係なく、評価を大きく見直す必要がある場合を指す。

4 CO₂吸収量の確定・算定

(1) 施業に関する数値の集計・整理

① 主伐量・主伐予定量に関する数値の集計・整理

項目	A. 当該年度主伐予定量	B. 主伐実績量		C. B-A	翌年度主伐予定量
		申告済主伐実績量	みなし主伐実績量		
対象期間	2025年10月1日 ～2026年9月30日 (※1)	2025年10月1日 ～2026年6月30日 (※2)	2026年7月1日 ～2026年9月30日 (※3)(※4)		2026年10月1日 ～2027年9月30日 (※5)
カラマツ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
広葉樹	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※1「当該年度主伐予定量」には、認定取得者から提出された「主伐予定量申告書」に記載されている主伐予定量を記載した。

※2「申告済主伐実績量」には、当該年度の2度の6カ月報告（「施業実績報告書」）の数値を記載した。

※3「みなし主伐実績量」とは、当該年度において2度目に提出された施業実績報告書に記載された、施業対象期間満了日の翌日から翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）の前日までに認定取得者が見込んでいる主伐量のことをいう。上記表のみなし主伐実績量の欄には、定時モニタリングの際に、認定取得者が森林認証機関のモニタリング調査担当者及び当協会に提出する「みなし実績量申告書」に記載された数値を記載した。

※4 認定取得者は、翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）から2週間以内に、「施業実績報告書（みなし期間）」を当社及びフォレストック協会に提出する。当社は、認定取得者から提出された「施業実績報告書（みなし期間）」に記載された申告実績量（以下「確定申告実績量」という。）が事実と異なるおそれがあるか否かについて、定時モニタリング日の属する月の翌月末までに、必要に応じ認定取得者からの聞き取り又は認定取得者に帳票類（森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届出及び販売関係帳票等の写し等）の提出を求める等の手段により調査確認を行い、確定申告実績量の記載内容が事実と異なるおそれがあると思料する場合には、定時モニタリング日の属する月の翌月末までにその旨をフォレストック協会に報告する。（「みなし実績量確認手続」）

※5「翌年度主伐予定量」は、認定取得者が当社及びフォレストック協会に対し、定時モニタリング日（翌年度の当初日）から2か月前までに提出した主伐予定量申告書に記載された数値を記載する。

② 自然災害等による被害(CO₂吸収量の減算要因)
なし

③ 樹種別更新量・更新予定量に関する数値の集計・整理

項目	A. 当該年度更新予定量	B. 更新実績量		C. B-A	翌年度更新予定量
		申告済更新実績量	みなし更新実績量		
対象期間	2025年10月1日 ～2026年9月30日 (※1)	2025年10月1日 ～2026年6月30日 (※2)	2026年7月1日 ～2026年9月30日 (※3)(※4)		2026年10月1日 ～2027年9月30日 (※5)
カラマツ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
広葉樹	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※1「当該年度更新予定量」には、年度当初に認定取得者から提出された「主伐予定量申告書」に記載されている樹種別更新量を記載した。

※2「申告済更新実績量」には、当該年度の2度の6カ月報告(「施業実績報告書」)の数値を記載した。

※3「みなし更新実績量」とは、当該年度において2度目に提出された施業実績報告書に記載された、施業対象期間満了日の翌日から翌年度の定時モニタリング日(次年度の年度当初日)の前日までに認定取得者が見込んでいる更新量のことをいう。上記表のみなし更新実績量の欄には、定時モニタリングの際に、認定取得者が森林認証機関のモニタリング調査担当者及びフォレストストック協会に提出する「みなし実績量申告書」に記載された数値を記載した。

※4 認定取得者は、翌年度の定時モニタリング日(次年度の年度当初日)から2週間以内に、「施業実績報告書(みなし期間)」を当社及びフォレストストック協会に提出する。当社は、認定取得者から提出された「施業実績報告書(みなし期間)」に記載された申告実績量(以下「確定申告実績量」という。)が事実と異なるおそれがあるか否かについて、定時モニタリング日の属する月の翌月末までに必要に応じ認定取得者からの聞き取り又は認定取得者に帳票類(森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届出及び販売関係帳票等の写し等)の提出を求める等の手段により調査確認を行い、確定申告実績量の記載内容が事実と異なるおそれがあると思料する場合には、定時モニタリング日の属する月の翌月末までにその旨を当協会に報告する。(「みなし実績量確認手続」)

※5「翌年度更新量」は、認定取得者が当社及びフォレストストック協会に対し、定時モニタリング日(翌年度の当初日)から2か月前までに提出した「主伐予定量申告書」に記載された樹種別更新量を記載した。

(2)(1)の数値につき、森林施業計画、伐採届・伐採許可、販売関係諸帳票などを勘案して、特段の意見があれば以下に記載する。

特になし

(3)当該年度の CO₂ 吸収量の確定

当該年度(第 1 年度)は主伐、植栽は行われなかったため、減算および加算される吸収量はなしとする。

	第 1 年度 年間吸収総量	主伐による 吸収源減算	更新による 吸収源加算	第 1 年度 年間実吸収量
年間炭素吸収量 t-C/年	1,022.4	0	0	1,022.4
年間 CO ₂ 吸収量 t-CO ₂ /年	3,748	0	0	3,748

(4)次年度の CO₂ 吸収量の算定

次年度(第 2 年度)は主伐、植栽の計画はないため、減算および加算される吸収量はなしとする。

	第 2 年度 年間吸収総量	主伐による 吸収源減算	更新による 吸収源加算	第 5 年度 年間実吸収量
年間炭素吸収量 t-C/年	1,022.4	0	0	1,022.4
年間 CO ₂ 吸収量 t-CO ₂ /年	3,748	0	0	3,748

5 評価・算定数値向上のための指摘事項

前回(再取得調査時)の指摘事項	現状
カラマツ人工林が高齢級に偏っており、それにより森林の成長量が鈍化し、森林吸収量も減少している。森林吸収源、生物多様性、森林資源の確保のため、森林の若返りを図ることも検討していく必要がある。	・苗木の調達に不安があり、本格的な主伐・再造林は実施していない。 ・苗木については、長野県の苗木生産業者に試験的に生産依頼をしている。 ・2028年に主伐を計画しており、その頃に進捗を再度確認する。
間伐の際の選木(立木配置)や残存木の傷など施業時の改善が必要な林地が見られた。選木の仕方は県による補助金の認定にも影響を与えているとのことであり、林業家や県職員から選木方法について指導を仰ぐことも一案である。また、残存木への傷については、委託業者に徹底指導する必要がある。	・残存木への傷については、実施した委託業者に指導した。 ・委託業者を森林組合に変更してから、同様の状況は発生しなくなった。 ・片品村の林政アドバイザーにも指導を仰ぐことは可能な状況である。
アクセスが悪く、間伐遅れの人工林について、どのような整備が行えるのか、具体的な検討がされることが望ましい。	・内部でゾーニングは行っており、エリアごとに管理方針も立てているものの、アクセスが悪い林地については手付かずの状況である。 ・今後、村で村内民有林のゾーニングが行われるため、その状況も把握しながら、当該森林のゾーニングや管理方法を見直していくことも検討している。

6 報告書作成にあたり確認等した資料及び書類等

- ・ 施業実績報告書、みなし期間実績量申告書、主伐予定量申告書
- ・ 森林経営計画
- ・ 保安林内間伐届出書
- ・ 森林経営計画に係る伐採等の届出書
- ・ 間伐材引取数量計算書・集計表(パルプ用材・木道用)
- ・ FSC 認定書

定時モニタリング結果報告 (第1年度)

認定取得者名: 東京電力リニューアブルパワー株式会社

対象森林所在地: 群馬県利根郡片品村

フォレストストック認定日(第4期): 2025年10月1日

定時モニタリング日: 2026年10月1日

モニタリング報告書作成日: 2026年9月11日

1 生物多様性の評価に関する特記事項

(「森林吸収源・生物多様性等調査報告書」作成時以降の著しい変化)
なし

2 森林の管理・経営の評価に関する特記事項

(「森林吸収源・生物多様性等調査報告書」作成時以降の著しい変化)
なし

3 森林吸収源の確定

(1) 第1年度(2025年10月1日～2026年9月30日)確定数量

年間炭素吸収総量 : 1,022.4 t-C/年

年間CO₂吸収総量 : 3,748 t-CO₂/年

実年間CO₂吸収量 : 3,748 t-CO₂/年

(2) 第2年度(2026年10月1日～2027年9月30日)確定数量

年間炭素吸収総量 : 1,022.4 t-C/年

年間CO₂吸収総量 : 3,748 t-CO₂/年

実年間CO₂吸収量 : 3,748 t-CO₂/年

証明者住所: 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-5 2F

証明所属機関: 株式会社森林再生システム

氏名: 望月 亜希子

